

# さくら市 家氏 喜連川 公民館

## 利用案内

### 施設の目的

公民館は、社会教育施設として地域のみなさんの学習活動などの拠点を目指し、誰もが気軽に活動できるよう応援します。

どうぞご利用ください。

平成24年4月発行

# 利用案内

## 1. 使用料の減免等

○ 使用料の減免を受けられるのは次の場合です。

1. 全額減免とする団体（市内に活動拠点を有する団体で、以下に該当するもの）

- (1) さくら市、及び市の事業に伴う関係団体。（市補助、助成団体等）
- (2) 市内保育園・幼稚園・小中学校及び関係団体
- (3) 県・地区及び関係機関
- (4) 福祉団体が行なう公的活動
- (5) ボランティア（NPO 法人を含む）が行う公的活動
- (6) 青少年健全育成のための団体（育児サークル、高校の PTA（保護者会）等を含む）
- (7) 文化芸術協会加盟団体。ただし、1 週間に 1 回を限度とする。
- (8) その他館長が必要と認める事業のために使用する団体

※ 但し、上記団体が明らかに団体の主たる目的以外の事業を行なうときは、全額減免としない。

2. 50%減免とする団体（市外居住者が使用する場合は基本使用料 5 割増した後、50%減免）

- (1) 市外の社会教育関係団体
- (2) 「公民館自主グループ登録」を行い、認められた団体
- (3) その他館長が必要と認める事業のために使用する団体

**※上記については平成 19 年 10 月 1 日から適用となります。**

ご不明な点がございましたら公民館へお問い合わせください。

## 2. 開館時間及び利用時間区分

○ 9時から21時30分まで

○ 時間区分は、午前（9時から12時）、午後（13時から17時）

夜間（18時から21時30分）、全日（9時から21時30分）

※ 午前から午後、午後から夜間又は全日にわたる使用も可能です。

※ **必ず利用時間内に、準備と後かたづけを終了してください。**

## 3. 休館日

○ 両公民館：年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

○ 両公民館：毎月第3日曜日

○ 氏家公民館：毎月第1・第3月曜日

○ 喜連川公民館：毎月第2・第4月曜日

○ 公民館の管理上特に必要がある場合は、臨時に休館し又は休館日を変更します。

#### 4. 申込受付場所

##### ○ 氏家公民館利用の場合

さくら市氏家公民館事務室（〒329-1312 さくら市櫻野 1322 番地 8）

TEL 028—682—1611 FAX 028—682—0371

メールアドレス u-kouminkan@city.tochigi-sakura.lg.jp

##### ○ 喜連川公民館利用の場合

さくら市喜連川公民館事務室（〒329-1412 さくら市喜連川 4397 番地 1）

TEL 028—686—6624 FAX 028—686—5556

メールアドレス k-kouminkan@city.tochigi-sakura.lg.jp

#### 5. 申込受付時間及び方法

##### ○ 8時30分から21時30分まで

##### ○ 直接所定の申請書により、利用を希望する公民館にお申し込みください。（申請書は各公民館にあります。）

\* 電話は仮予約となります。利用希望日3日前までに申請書の提出をお願いします。提出がない場合には、利用しないものとみなします。

\* 郵送・FAX・電子メールでの申請については、連絡先（住所・氏名・電話番号）を必ず明記願います。また、利用許可書郵送のため、利用希望日10日前までに各公民館に申請書が到着するように送付して下さい。

#### 6. 申込受付期間

##### ○ 利用希望日の2ヶ月前の月の初日から希望日の3日前まで

（例：4月中に館の利用を希望する場合は、2月1日から希望日の3日前までが申込受付期間となります。）

\* ただし、大規模イベント等でホール利用、及び各部屋併用の場合は、利用希望日の5ヶ月前の月の初日から申込を受け付けます。その際には、利用希望日の1ヶ月前までにホール利用計画書の提出が必要になります。

#### 7. 利用許可書の交付と使用料

##### ○ 申請書の内容が適当と認められるときは、利用許可書を交付します。

○ いったん納付していただいた使用料は、自己の責任によらない理由で利用できなくなった場合を除き、利用者の都合で変更、取消又は中止した場合お返しすることができません。

##### ○ 使用料の納付については、平日8時30分から17時の間をお願いします。

## 8. 利用を許可できない場合

### ○ 公民館条例（利用の制限）

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、公民館の利用を許可しない。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条に該当するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他、公民館の運営上支障があるとき。

### ◎ 社会教育法

第23条 公民館は次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援してはならない。

## 9. 利用権の譲渡等の禁止

- 利用許可を受けた目的以外で公民館を利用し、又は利用する権利を譲渡・転貸することはできません。

## 10. 利用内容の変更、取消等

- 申請者は利用日の前日までに、利用変更（取消）の許可を得てください。

## 11. その他の注意事項

- ホール利用の際、特殊な音響・照明の操作が必要になる場合は、利用者のご負担になります。そのような操作を希望される場合、ホール利用計画書を利用日の1ヶ月前までに提出して下さい。その後、打合せが必要な場合は連絡致します。

# 利用にあたって

## 1. 利用許可の確認

- 当日は、利用前に事務室で確認を受けてください。

## 2. 定員の厳守

- 別添資料を参考に定員は必ず守ってください。

## 3. 職員の立ち入り

- 管理の都合上、公民館の職員が立ち入る場合があります。

## 4. 関係官庁等への届出

- 催事の内容によっては、次の関係官庁等への届出が必要になります。事前にお確かめの上、必要な手続きを行ってください。

- \* 氏家消防署 028-682-5277
- \* 喜連川消防署 028-686-0119
- \* さくら警察署 028-682-0110
- \* 社団法人 日本音楽著作権協会 03-5286-1671
- \* 矢板健康福祉センター（県北保健所矢板支所） 0287-44-1296

## 5. 展示品の管理

- 利用者が搬入した展示作品の保管は、利用者の責任において行ってください。万一紛失、盗難、破損等があった場合、公民館では責任を負うことができません。
- \* 展示作品以外の物品については、利用当日に搬入し、利用後は当日開館時間内にお持ち帰り願います。

## 6. 避難誘導

- 主催者側は、万一に備えて事前に非常口及び避難経路を確認しておいてください。
- 出入口・非常口・消火設備の付近には陳列等をしないでください。

## 7. 利用上の注意事項

- 公民館を利用する方は、次の事項を必ず守ってください。
  - ・ 利用方法等について、事前に職員と綿密な打ち合わせをすること
  - ・ 入場者の安全を確保すること
  - ・ 公民館内外の秩序を維持するために必要な整理員を配置すること（特にホールを利用し、多数の来館者が見込まれる場合は、駐車場に誘導係を設置したり、乗り合いでくるように通知するなど駐車場対策を検討願います。）
  - ・ 来館者に案内等を出す場合、連絡先は必ず主催者の住所、電話番号とし、場所のわかる地図等を掲載すること。（公民館に催事内容等の問い合わせがあってもお答えすることができません。）
  - ・ 入場券、整理券その他これに類するものを発行するときは、施設の収容定員を超えないこと
  - ・ 定められた場所以外での火気の利用はしないこと
  - ・ 許可を受けないで所定の場所に備え付けた物品を移動しないこと

- ・ 許可を受けないで公民館内外にポスター、看板その他これらに類するものを掲げ、もしくは貼付し、又は文字等を書き、もしくは釘類を打たないこと
- ・ 許可を受けないで公民館内外で寄付の募集等をしないこと
- ・ 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- ・ その他、職員の指示に従うこと

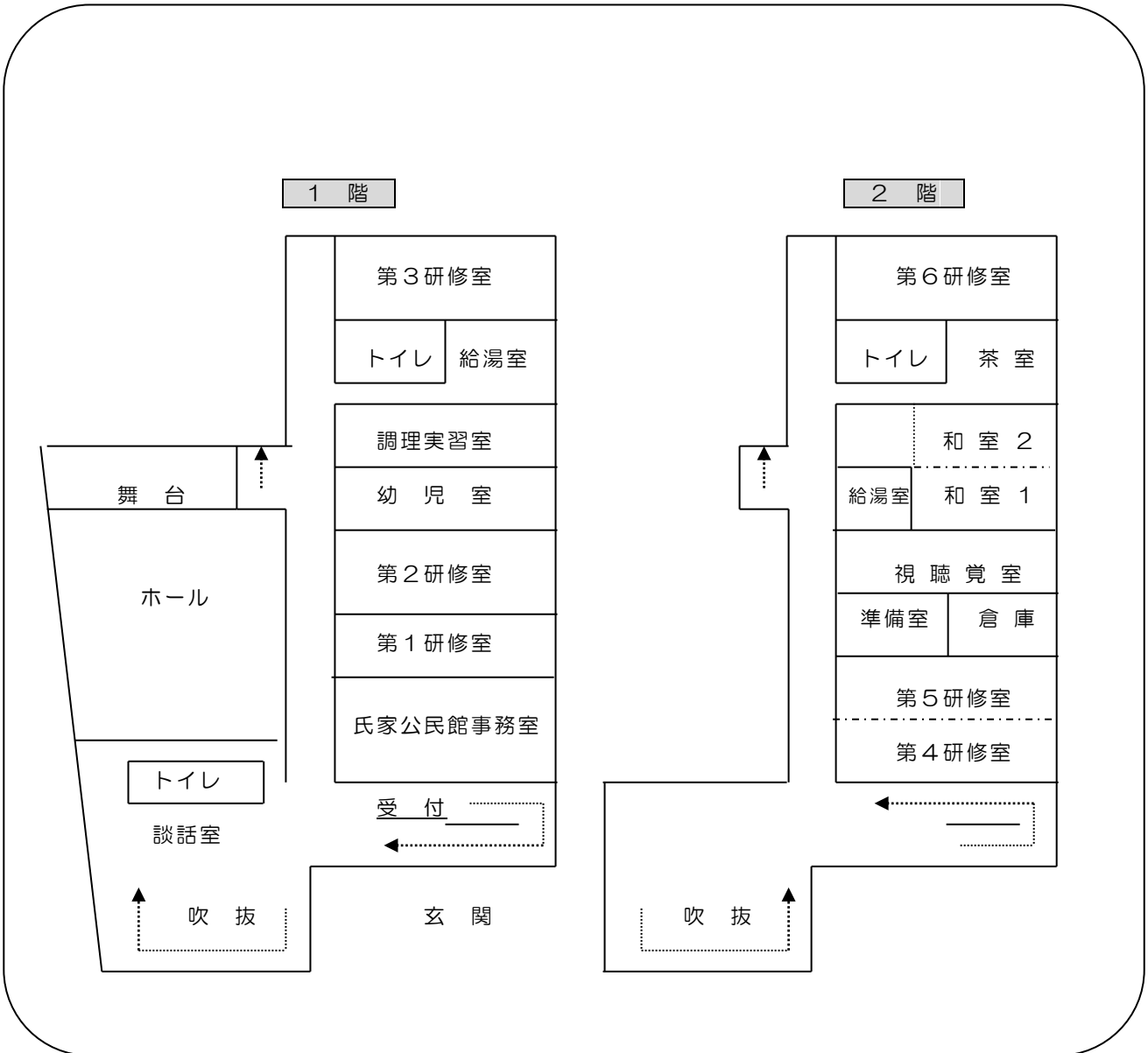
#### 8. 利用が終わったとき

- 施設の利用が終了した時は、次項を点検し事務室に公民館利用報告書を提出してください。
  - ・ 椅子、机等のかたづけ
  - ・ 机、床の清掃とゴミ等の始末（ゴミは持ち帰る）
  - ・ 窓の施錠とガス栓等、火の点検
  - ・ 消灯・冷暖房の停止（冷暖房を使用した場合は時間明記）
- 施設及び設備器具等を損傷・滅失した時は、損害額を賠償していただく場合があります。

#### 9. その他

- 館内での喫煙及びホール内での飲食は堅くお断りいたします。
- 館内及び駐車場内での盗難・事故等についての一切の責任を、負うことはできません。

# 氏家公民館配置図



# 氏家公民館 定員、及び使用料

## (1) 施設の定員、及び使用料

施設名		区分	午前	午後	夜間	全日	暖房料 ／時間	冷房料 ／時間
		定員	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで	1時間単位で繰り上げ計算	1時間単位で繰り上げ計算
ホール		人 800	円 10,000	円 15,000	円 15,000	円 36,000	円 2,000	円 2,500
ステージのみ		幅 14.6m ～20.7m 奥 13.8m	3,000	5,000	5,000	12,000	2,000	2,500
1階	第1研修室	20	300	500	500	1,100	150	200
	第2研修室	30	500	700	700	1,700	150	200
	第3研修室	20	300	500	500	1,100	150	200
	調理室	48	600	800	800	2,000	200	250
	幼児室	30	500	700	700	1,700	150	200
2階	第4研修室	50	600	800	800	2,000	200	250
	第5研修室	30	500	700	700	1,700	150	200
	視聴覚室	30	500	700	700	1,700	150	200
	和室 1	30	500	700	700	1,700	150	200
	和室 2	30	500	700	700	1,700	150	200
	茶室	10	300	500	500	1,100	100	150
	第6研修室	20	300	500	500	1,100	150	200

### 備考

1. 市外居住者が使用する場合の使用料は5割増しとします。(冷暖房費除く)
2. 入場料を徴収する場合の使用料は、公共的利用にあっては使用料の2割増、非公共的利用にあっては5割増とします。



## (2) ホール附属設備器具の使用料 (氏家公民館)

(単位:円)

区分	付 属 設 備 器 具 名	単 位	回 数	使 用 料
舞 台 照 明	ボーダーライト (ステージ全体の照明)	1回路	1	400
	サスペンションライト (ステージ部の照明)	1回路	1	300
	フットライト (現在なし)	1回路	1	250
	アッパーホリゾンライト (背景に色をつける照明・上から照らす)	1列	1	1,500
	ローアホリゾンライト (背景に色をつける照明・下から照らす)	1列	1	1,200
	シーリングスポットライト (客席上部から照らし、顔を明るく見せる)	1列	1	1,500
	持ち込み器具	1KW	1	100
	コンセント	1回	1	100
	照明仕込み料	1回	1	3,000
ホ ー ル 音 響	ワイヤレスマイクロホン (最大6本、ピンマイクに変更可)	1本	1	1,500
	可動式音響反射板	1式	1	3,000
	卓上マイクスタンド	1本	1	100
	床上マイクスタンド	1本	1	150
	舞台袖用音響機器 (CDプレイヤー・カセットプレイヤー・MDプレイヤー)	1台	1	2,000
	移動用スピーカー (ハネカエリ専用)	1台	1	500
	拡声装置 (ステージ両脇のスピーカー)	1式	1	2,000
そ の 他	音響仕込み料	1回	1	1,000
	グランドピアノ	1台	1	3,000
	金屏風 (簡易)	1双	1	200
	指揮者台	1台	1	100
	譜面台	1本	1	50
	演台	1式	1	300
	簡易平台	1台	1	200
スクリーン	1張	1	200	
舞台仕込み料	1回	1	1,000	

## 備 考

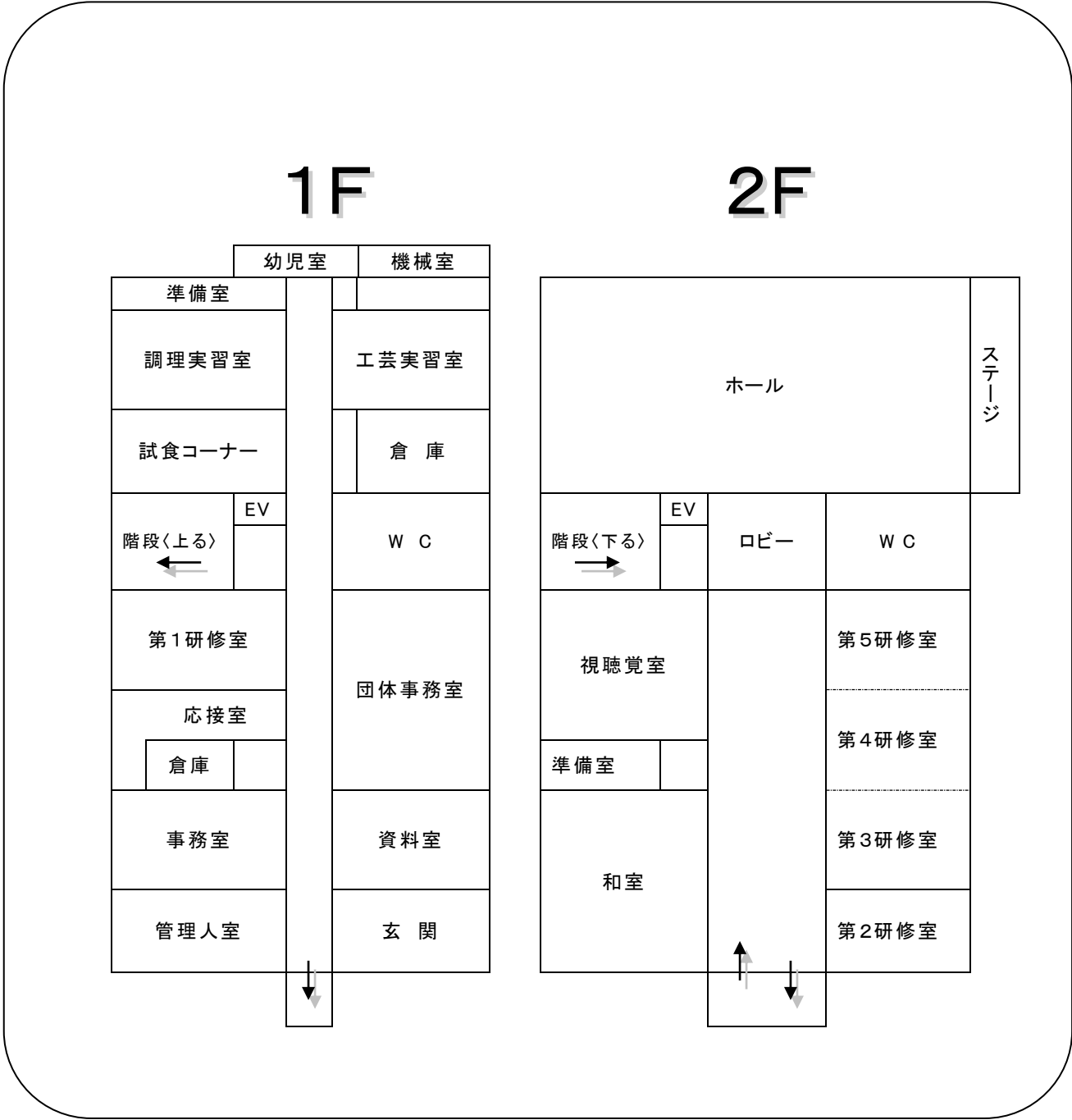
1. 使用時間は、午前・午後・夜間を各1回とする。
2. ピアノの調律料は別に実費を徴収します。
3. 音響・照明器具の操作料(可動式音響反射板の設置を含む) 別に実費を徴収します。
4. その他の消耗品は別に実費を徴収します。

## (3) その他附属設備器具の使用料 (氏家公民館)

第4第5研修室用拡声装置 (ワイヤレスマイク1本含む)	1式	1	1,500
--------------------------------	----	---	-------

※ホール以外の貸し出し備品(無料)のご使用については、利用者ご自身でご操作ください。

# 喜連川公民館配置図



# 喜連川公民館 定員、及び使用料

## (1) 施設の定員、及び使用料

施設名	定員	午前	午後	夜間	全日	暖房料 ／時間	冷房料 ／時間	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで			
1階	第1研修室	24	円 300	円 500	円 500	円 1,100	円 150	円 200
	調理実習室	36	500	700	700	1,700	150	200
	団体事務室	60	600	800	800	2,000	200	250
	工芸実習室	50	600	800	800	2,000	200	250
	幼児室	30	500	700	700	1,700	150	200
2階	第2研修室	20	300	500	500	1,100	150	200
	第3研修室	40	500	700	700	1,700	150	200
	第4研修室	40	500	700	700	1,700	150	200
	第5研修室	40	500	700	700	1,700	150	200
	和室	60	600	800	800	2,000	200	250
	視聴覚室	50	600	800	800	2,000	200	250
	ホール	450	5,000	7,500	7,500	18,000	1,000	1,250
ステージのみ		1,500	2,500	2,500	6,000	1,000	1,250	

### 備考

1. 市外居住者が使用する場合の使用料は5割増しとする。(冷暖房費除く)
2. 入場料を徴収する使用料は、公共的利用にあつては使用料の2割増、非公共的利用にあつては使用料の5割増とする。

(2) 付属設備器具の使用料 (喜連川公民館)

(単位：円)

区分	付 属 設 備 器 具 名	単 位	回 数	使 用 料
舞 台 照 明	ボーダーライト (ステージ全体の照明)	1 回路	1	4 0 0
	サスペンションライト (ステージ部の照明)	1 回路	1	3 0 0
	アップーホリゾントライト (背景に色をつける照明・上から照らす)	1 列	1	1, 5 0 0
	シーリングスポットライト (客席上部から照らし、顔を明るく見せる)	1 列	1	1, 5 0 0
	持ち込み器具	1 KW	1	1 0 0
	コンセント	1 回	1	1 0 0
ホ ー ル 音 響	ワイヤレスマイクロホン (最大3本)	1 本	1	1, 5 0 0
	ダイナミックマイクロホン (通常の有線マイク)	1 本	1	5 0 0
	卓上マイクスタンド	1 本	1	1 0 0
	床上マイクスタンド	1 本	1	1 5 0
	舞台袖用音響機器 (CD プレイヤー・カセットプレイヤー)	1 台	1	1, 0 0 0
	移動用スピーカー	1 台	1	5 0 0
	拡声装置 (スピーカー)	1 式	1	2, 0 0 0
そ の 他	ピアノ	1 台	1	2, 0 0 0
	金屏風	1 双	1	2 0 0
	指揮者台	1 台	1	1 0 0
	譜面台	1 本	1	5 0
	演台	1 式	1	3 0 0
	平台	1 台	1	2 0 0
	スクリーン	1 張	1	2 0 0

備 考

1. 使用時間は、午前・午後・夜間を各1回とする。
2. ピアノの調律料は別に実費を徴収します。
3. その他の消耗品は別に実費を徴収します。

(3) その他付属設備器具の使用料 (喜連川公民館)

研修室用拡声装置 (ワイヤレスマイク1本含む)	1 式	1	1, 5 0 0
----------------------------	-----	---	----------